

○総務省令第九十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

総務大臣 林 芳正

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後			改正前		
(高額療養費に係る療養に要した費用の額等) 第二条の四の六 〔略〕 〔2～4 略〕 5 令第二十三条の三の四第十項第二号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第一項(同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)、第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)、又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 6 令第二十三条の三の四第十一項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 7 令第二十三条の三の四第十二項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 8 令第二十三条の三の四第十二項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 (令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額) 第二条の四の九 令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。			(高額療養費に係る療養に要した費用の額等) 第二条の四の六 〔同上〕 〔2～4 同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 (令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額) 第二条の四の九 〔同上〕		
五	〔一～四 略〕	第一欄	〔一～四 同上〕	第一欄	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第
		第二欄		第二欄	
五	〔略〕	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第	〔同上〕	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第	

	一項第一号に規定する合算額
--	---------------

〔六〇八 略〕

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十 〔略〕

〔一 略〕

二 令第二十三条の三の六第一項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額

〔略〕	〔略〕
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
〔略〕	〔略〕

〔三・四 略〕

（令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二条の四の十一 令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の

第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

	一項第一号に規定する合算額
--	---------------

〔六〇八 同上〕

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
〔同上〕	〔同上〕

〔三・四 同上〕

（令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二条の四の十一 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	項及び第二項	
	「略」	
	「略」	
	「略」	
	項及び第二項	
	「同上」	
	「同上」	
	「同上」	

附 則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。